# 『ちば国保月間』です!

制度です。 を受けられるように助け合う がをしたときに安心して医療 国民健康保険は、病気やけ

の期限内納付にご協力をお願 財源である『国民健康保険税 保険』へのご理解と、大切な 大切な制度である『国民健康 皆さんの健康を守るための

## 医療費の適正化に ご協力ください

持ち、適切な受診にご協力く す。まずは、医療費に関心を を抑えることにもつながりま できれば、 りかねません。医療費を抑制 が今以上に重くなることにな さんの国民健康保険税の負担 続ければ、ご加入している皆 あり、このまま医療費が増え 医療費は、 加入者の方の負担 年々増加傾向に

# 整骨院や接骨院での 柔道整復師が行う施術

受けましょう。 国民健康保険が適用できるか 正しく理解した上で、 があります。施術を受ける時 合』と『対象とならない場合 保険診療の『対象となる場 負傷原因を正確に伝え、 施術を

等の受診照会を行っています。 ご記入の上、回答にご協力を 照会があった場合はご自身で 収書などを保管していただき るため、対象の方に負傷原因 容が一致しているかを確認す 図るため、施術内容と請求内 しています。 会は専門業者に委託して実施 お願いします。なお、受診照 日頃から受診日の記録や領 市では、医療費の適正化

## \*対象となる場合 健康保険事務センター

**[委託先]** (株) 大正オーディ

脱臼、打撲、 捻挫、

> じめ医師の同意を得ること 手当の場合を除き、あらか び脱臼については、緊急の が必要です。 けたとき。なお、骨折およ (肉離れ)の施術を受

# ▶対象とならない場合

こり・疲労・筋肉疲労・筋 日常生活からくる単なる肩 肉痛・腰痛・体調不良

捻挫や打撲が治った後の マッサージ代わりの利用

症状の改善の見られない長 など)からくる痛みやこり 五十肩・関節炎・ヘルニア 病気(神経痛・リウマチ・

仕事中や通勤途中に起きた 臼の施術(応急処置を除く)

医師の同意のない骨折や脱

など 負傷(労働災害適用が原則

### ①負傷原因を正しく伝えま ▼施術を受けるときの注意点 しょう

りません。また、負傷原因が 場合は、保険診療の対象とな きちんと伝えてください。負 よる場合は、届出が必要です。 交通事故など第三者の行為に 傷原因が労働災害に該当する 何が原因で負傷したのかを

> ②療養費支給申請書の内容を よく確認し、必ず自分で記 入をしてください

意してください。 がるおそれがありますので注 申請書』は、施術を受けた方 てしまうのは、間違いにつな サインをしたり、印鑑を渡し 認しましょう。白紙の用紙に 病名・日数・金額等をよく確 委任欄に記入する場合は、傷 が柔道整復師に国民健康保険 への請求を委任する書類です。 柔道整復施術療養費支給

# ③領収証を必ずもらいましょう

また、市から年3回送付する の確認をしてください。 で、大事に保管してください。 ける際にも必要になりますの 医療費通知」で金額・日数 領収証は、医療費控除を受

# ④治療が長引く場合は医師 診断を受けましょう

要因も考えられますので、一 国保年金課 度医師の診断を受けましょう。 に向かわない場合は、内科的 お問い合わせは、 長期間施術を受けても快方 (2階

# 特定健康診査結果説明 特別講演会を

#### 開 催

演会を開催します。 役立ててもらうための特別講 健診結果を今後の健康管理に 査を受診した方等を対象に、 市では、 今年度特定健康診

#### ◆日

11月26日金14時~ (受付13時30分~) 16 時 10 分

#### ▼第1部

尿病を中心に~」 の結果の見方、 早期発見・早期治療のため 生かし方~糖

講師 鵜澤泰広

#### ◆第2部

Ó ※申し込みは不要。直接会場 ◆ 会 場 る運動・食事・睡眠」 体の調子がぐんぐん良くな にお越しください。 •受講料 市民会館 /講師

長島寿恵

# ※特定健康診査を受診しな

201503 FAX (20)1600 ^ ° 国保年金課(2階 お問い合わせは、 かった方も入場できます。